2013 年 2 月
立命館大学大学院社会学研究科

2013 年度社会学研究科
研修生・研究生 出願手続要項

Ⅰ．制度の概要について

１．研修生・研究生制度について

研修生・研究生制度は、本大学院の出身者が研究を継続するため、本学の施設を利用できる制度です。なお、研修生または研究生は、本学の教員から研究指導を受けることはできません。

２．出願資格

【重要：留学生の在留資格について】

本大学院における研修生・研究生制度は、研修生・研究生の身分をもって在留資格「留学」を得られるものではありません。したがって、出願時に出願書類として、希望する在籍期間有効な在留資格を有していることを証明する書類を提出する必要があります。

（1）研修生の出願資格

社会学研究科の研修生となるためには、以下の①および②の要件を満たす必要があります。

①本学大学院博士課程前期課程または修士課程を修了した者で、修了後 2 年を経ていない者。

※上記期間を越えている場合であっても、「特別願」（所定用紙）を提出することによって許可する場合があります（ただし、その場合は明確な理由が必要となります）。

②本学大学院社会学研究科博士課程後期課程の進学を希望している者で、社会学研究科に所属する教員の内諾を得ている者。

（2）研究生の出願資格

社会学研究科の研究生となるためには、以下の①および②の要件を満たす必要があります。

①本学大学院の博士課程後期課程または一貫制博士課程を修了した者で、修了後 5 年を経ていない者。または本学大学院の博士課程後期課程または一貫制博士課程に標準修業年限以上在学した上で、履修要件を満たし退学した者（満期退学したことを指します）で、退学後 5 年を経ていない者。

※上記期間を越えている場合であっても、「特別願」（所定用紙）を提出することによって許可する場合があります（ただし、その場合は明確な理由が必要となります）。

②社会学研究科に所属する教員の内諾を得ている者。

なお、研究生には通算在籍期間に上限があり、通算在籍期間を超えて研究生に志願することはできません。2009 年度後期セメスター以降に「研究生の出願資格」を満たした者は 3 年が上限です。2009 年度前期セメスター末までに「研究生の出願資格」を満たした者は、3 年以内を基本とし 5 年が上限です。

３．研修生または研究生として所属することができる研究科

研修生または研究生として所属することができる研究科は下記のとおりです。下記に定める研究科のいずれかに、研修生または研究生として所属することができます。

【研修生・研究生制度の両方を設けている研究科】

法学研究科、経済学研究科、経営学研究科、社会学研究科、国際関係研究科、政策科学研究科
文学研究科、先端総合学術研究科、理工学研究科、情報理工学研究科、生命科学研究科
テクノロジー・マネジメント研究科

【研修生制度のみを設けている研究科】

応用人間科学研究科、言語教育情報研究科、経営管理研究科、公務研究科、映像研究科、スポーツ健康科学研究科

４．在籍期間

在籍期間は学期の始めから学期末までです。年度を超えて研修生または研究生となることを希望する場合は、改めて願い出る必要があります。

５．科目の履修について

研修生または研究生が、本大学院の授業科目の履修を希望する場合は、科目等履修生として別に手続きを行う必要があります。科目等履修生制度の詳細については、「立命館オープンユニバーシティ（科目等履修生出願手続要項)」の「大学院 科目等履修制度について」の項を参照してください。

Ⅱ．出願手続について

１．出願期間および方法

（１）出願期間

1）前期：2013 年 3 月 8 日（金）～2013 年 3 月 15 日（金）

2）後期：2013 年 9 月 6 日（金）～2013 年 9 月 11 日（水）

（２）出願受付場所・時間

出願受付場所は産業社会学部事務室です。出願受付時間は事務室開室時間となります。

（３）出願書類

出願にあたっては、下記の書類を出願期間中に提出してください。①から④までは提出必須の書類です。⑤は外国籍の方のみ提出してください。⑥は該当する方のみ提出してください。

①「研修生・研究生願」(所定用紙）･･･１枚

②「研修生・研究生願」用写真および「研修生証または研究生証」用写真（3 ヶ月以内に撮影した半身脱帽正面向き、背景無地、光沢、枠なしで、縦 3cm×横 2.5cm のカラー写真）･･･各１枚計２枚

③「研修生・研究生 研究計画および志望理由書」(所定用紙)

④個人情報の取扱いに関する同意書（所定用紙)

⑤希望する在籍期間中に日本国の在留資格を有していることを証明する書類（外国籍の方のみ）
（外国人登録証（表・裏)、在留カード（表・裏)、特別永住者証明書（表・裏）のいずれかの写し。)

⑥「研修生・研究生 特別願」(所定用紙、該当する方のみ)

２．許可判定および手続等について

（１）許可判定予定日

１）前期：2013 年 3 月 22 日（金)

・書類選考あるいは面接のうえ、研究科が許可・不許可を決定し、出願者宛に選考結果を郵送で通知します。

２）後期：後期出願者に別途提示します。

（２）登録手続締切予定日

１）前期：2013 年 4 月 5 日（金)

・各研究科により異なるため、別途連絡いたします。

２）後期：許可者に別途提示します。

（３）手続方法について

・上記手続締切日までに所定の納付用紙にしたがい全額納入してください。通年、前期、後期のいずれの在籍期間においても、研修料・研究料は年額となります。

研修料	年額　4,200 円
研究料	年額　14,000 円

・一旦納入された研修料・研究料は、理由の如何に関わらず返還しません。

３．研修生・研究生の学籍およびその他留意事項について

（1）定められた期間内に所定の研修料または研究料の納付を含むすべての手続を完了した者を、本学の「研修生」「研究生」とし、「研修生証」「研究生証」を交付します。
（2）許可された期間に限り、本学図書館・オープンパソコンルーム等の施設を利用できることができます。
（3）ユーザーIDおよびメールアドレスも引き続き使用することができます。
（4）研修生は、大学院学生共同研究室の利用はできない。研究生の大学院学生共同研究室の利用は、研究科が認めた範囲に限る（詳細は各研究科のクラス会に相談のこと）。
（5）本学では原則二重学籍を認めていないため、「研究生」の在籍期間が通年となっている者が再入学する場合は、前期中に「研究生辞退願」を提出してください。詳細は研究科事務室にお問い合わせください。
（6）必要により「非正規生証明書」の交付を受けることができます。ただし、通学定期券の購入等のための「通学証明書」および「学校学生生徒旅客運賃割引証書（学割証）」の交付を受けることはできません。
（7）「研修生」「研究生」は単年度ごとの在籍となりますので、次年度も研究の継続を希望する場合は、改めて所定の期日に出願しなければなりません。
（8）大学院生の研究生活全般の発展および向上と本大学院の発展を目的として、立命館大学大学院生協議会連合会（以下、「院生協議会」とします。）が設けられています。院生協議会の会費（年間1,000円）は、本学が研修料または研究料とともに、代理で徴収しています。

＜問い合わせ先＞

ご不明な点等あれば、各研究科の事務室までお問い合わせください。

【衣笠キャンパス】〒603－8577　京都市北区等持院北町56－1

法学研究科（法学部事務室）	(075) 465－8175（直通）
社会学研究科（産業社会学部事務室）	(075) 465－8184（直通）
国際関係研究科（国際関係学部事務室）	(075) 465－1211（直通）
政策科学研究科（政策科学部事務室）	(075) 465－7877（直通）
文学研究科（文学部事務室）	(075) 465－8187（直通）
映像研究科（映像学部事務室）	(075) 465－1990（直通）
応用人間科学研究科（独立研究科事務室）	(075) 465－8375（直通）
言語教育情報研究科（独立研究科事務室）	(075) 465－8363（直通）
先端総合学術研究科（独立研究科事務室）	(075) 465－8348（直通）

【びわこ・くさつキャンパス】〒525－8577　滋賀県草津市野路東１－１－１

経済学研究科（経済学部事務室）	(077) 561－3940（直通）
経営学研究科（経営学部事務室）	(077) 561－3941（直通）
理工学研究科（理工学部事務室）	(077) 561－2625（直通）
情報理工学研究科（情報理工学事務室）	(077) 561－5202（直通）
生命科学研究科（生命科学部事務室）	(077) 561－5021（直通）
テクノロジー・マネジメント研究科（BKC大学院課）	(077) 561－3421（直通）
スポーツ健康科学研究科（スポーツ健康科学部事務室）	(077) 561－3760（直通）

【朱雀キャンパス】〒604－8520　京都市中京区西ノ京朱雀町1

経営管理研究科（プロフェッショナルスクール事務室）	(075) 813－8273（直通）
公務研究科（プロフェッショナルスクール事務室）	(075) 813－8274（直通）